

作成年月日	令和3年3月22日
作成部局課室名	健康福祉部児童課

児童養護施設等を退所して進学する者への支援事業の実施

児童養護施設や里親の下で育つ子どもたちが、大学等へ進学するにあたっては、一般家庭の子どもと違って、自分で生活環境をすべて整えていかなければならない。

高等教育修学支援新制度、給付型奨学金等が充実してきたことにより、入学金、授業料、住居費、生活費等は既存の給付制度で対応可能であるが、大学等では、ポストコロナ時代の感染症対策としてオンライン授業を行うため、授業に必要なPCや自宅でのWI-FI環境等の確保整備を求めていることから、当該環境整備を支援する制度を創設する。

1 対象者

児童養護施設、里親の下から退所、自立し、大学等に進学する者（認可校に限る）

2 対象経費

オンライン授業等に要するICT機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）、Wi-Fi等環境整備に係る経費

3 助成単価

200千円/人〔定額〕（大学等の入学手続き後、一時金として支給）

4 制度開始時期

令和3年4月進学者から（申請：R3.3月22日～）